

日本のど真ん中ロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本のど真ん中ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてロゴマークは、別表に掲げるものをいう。

(ロゴマークの権利)

第3条 ロゴマークの一切の権利は、辰野町（以下「町」という）に帰属する。

(使用申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ、「日本のど真ん中ロゴマーク使用申請書」（様式第1号）に必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の手続を省略することができる。

- (1) 町が実施する事業、業務等で使用する時。
- (2) 町内の学校が事業、業務等で使用する時。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- (4) その他町長が必要と認めた時。

(使用許可)

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が問題ないと認めるときは、使用許可を行うことができる。この場合において、町長は必要があると認めるときは、ロゴマークの使用について、条件を付することができる。なお、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、許可の対象とはならない。

- (1) 町の信用又は品位を害すると認められるもの
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、または支援するおそれがあると認められるもの
- (4) 提供する商品やサービスの品質を保証・担保するものとして使用し、又はそのように見える使用をするもの
- (5) 製造物責任における責任の所在を明らかにしていないもの
- (6) 募金活動と結びつけて使用するもの

(7) その他、許可することが不適切と認められるもの

2 町長は、前項の規定により使用許可を行ったときは、「日本のど真ん中ロゴマーク使用許可書」（様式第2号）により当該申請者に通知する。

（使用期間）

第6条 ロゴマークを使用できる期間は、許可の日から起算して1年間とする。ただし、使用許可期間の満了の日までに双方に別段の意思表示がないときは、使用許可を同日の翌日から起算して1年間延長し、以後同様とする。

（使用料）

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定による申請又は第5条の規定による使用許可の範囲内で使用すること。
- (2) 前号に規定する使用の場合を除くほか、町に無断でロゴマークの複製、譲渡又は貸与を行うことその他の町の著作権等を侵害する行為を行わないこと。
- (3) ロゴマークの変更、切除その他の改変をしないこと。
- (4) 使用の開始に当たっては、第4条第1項の規定による申請又は第5条の規定による使用許可に係るロゴマークの使用の見本を速やかに町長に提出すること。ただし、見本の提出が困難なものについては、その写真及び設計図面等の提出をもって代えることができる。
- (5) 使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにすること。

（使用の取消し等）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合、又は第5条の規定に該当する場合は、使用許可を取消し、又はロゴマークの使用を中止させることができる。

- (1) 申請書の内容に虚偽があるとき
- (2) この要綱の規定に違反しているとき
- (3) その他町長が不相当と認めるとき

2 前項の規定により使用許可を取消す場合は、「日本のど真ん中ロゴマーク使用取消書」（様式第3号）により行う。

- 3 第1項の規定により使用許可を取消された者は、ロゴマークの使用を直ちに中止しなければならない。

(責任の制限)

第10条 前条の規定により使用許可を取消し、又はロゴマークの使用を中止させた場合において、ロゴマークの使用者に損害が生じても、町は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

- 2 ロゴマークの使用者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、町は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(変更届及び変更申請)

第11条 ロゴマークの使用者が、第4条第1項の規定による申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「日本のど真ん中ロゴマーク使用変更申請書」(様式第4号)に必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを許可することができる。

- 3 前項の規定による許可は、「日本のど真ん中ロゴマーク使用変更許可書」(様式第5号)により行う。

(その他)

第12条 この要綱に基づき収集した個人情報は、ロゴマークの使用の取扱いに関する事務以外の用途には使用しない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和元年6月15日から適用する。

別表（第2条関係）

縦デザイン	
横デザイン	
色 C（シアン） M（マゼンタ） Y（イエロー） K（ブラック）	(1) C18 M100 Y74 K0 (2) C80.8 M25.3 Y0 K61.2 (3) C0 M22.08 Y10.37 K0 (4) C0.27 M58.24 Y29.33 K0 (5) C4.72 M36.27 Y64.7 K0 (6) C89 M50 Y100 K17 (7) C50.95 M56.93 Y79.12 K4.16 (8) C4.03 M0.09 Y0.6 K0 (9) C20.93 M18.59 Y1.37 K0 (10) C0 M0 Y0 K100 ※黒白反転あり

日本のど真ん中ロゴマーク使用申請書

申請日 年 月 日

辰野町長 殿

下記のとおり、日本のど真ん中ロゴマークを使用したいので申請します。
なお、使用の際は日本のど真ん中ロゴマーク使用取扱要綱を遵守します。

①申請者	氏名又は団体名				印			
	代表者氏名	※団体の場合のみ記入						
	郵便番号							
	住所							
	電話番号							
②ロゴマークの使用	使用目的							
	使用するロゴ (該当に○)		縦デザイン					
			横デザイン					
	使用対象物件	印刷物、看板、WEB上の使用 等						
	使用期間	年	月	日	～	年	月	日

- ☐ 申請書を下記までご提出ください。
- ☐ 申請書を受領したのち、申請者へ審査結果をお知らせします。
- ☐ 申請受領から使用許可には1週間程度を要しますので、余裕をもって申請してください。
- ☐ 添付書類として、使用内容がわかるもの（デザイン、レイアウト図、原稿 等）をご提出ください。
- ☐ 使用物件が完成しましたら、許可に関わる物品等の見本をご提出ください。ただし、見本の提出が困難なものについては、その写真及び設計図面等の提出をもって代えることができますものとしします。

申請書送付先

辰野町役場 まちづくり政策課 まちづくり係

〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地 電話：0266（41）1111 Fax：0266（41）3976

年 月 日

日本のど真ん中ロゴマーク使用許可書

様

辰野町長 印

年 月 日付けで申請のありました日本のど真ん中ロゴマークの使用について、許可したので通知いたします。

記

許 可 番 号	辰第 号	
使 用 物 件		
使 用 目 的		
使 用 す る ロ ゴ		縦デザイン
		横デザイン
使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日	
特 記 事 項		

留意事項

- 1 日本のど真ん中ロゴマーク使用取扱要綱に基づき使用すること。
- 2 許可された内容を変更し、又は中止とするときは、直ちに町長に報告し、その指示に従うこと。
- 3 許可された内容に虚偽があるときや、日本のど真ん中ロゴマーク使用取扱要綱に定める使用の対象にはならない要件に該当する時は、その許可を取り消すことがあります。
- 4 許可に関わる物品等の見本を町長に提出すること。ただし、見本の提出が困難なものについては、その写真及び設計図面等の提出をもって代えることができるものとします。

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

日本のど真ん中ロゴマーク使用取消書

様

辰野町長 印

年 月 日付けで許可した辰第 号の日本のど真ん中ロゴマークの使用
につきましては、許可を取り消します。

年 月 日

日本のど真ん中ロゴマーク使用変更申請書

辰野町長 殿

氏 名 又 は
団 体 名
印

申請者 代表者氏名

住 所

年 月 日 付辰第 号で許可を受けた、日本のど真ん中ロゴマークの使用について、下記のとおり内容を変更したいので、申請いたします。

記

変 更 前	
変 更 後	

※企画書(レイアウト、スケッチ原稿等具体的な使用方法がわかるもの)を添付してください。

年 月 日

日本のど真ん中ロゴマーク使用変更許可書

様

辰野町長 印

年 月 日付けで申請のありました、日本のど真ん中ロゴマークの使用の変更につきまして、許可したので通知します。

記

許 可 番 号	辰第 号
変 更 前	
変 更 後	

留意事項

- 1 日本のど真ん中ロゴマーク使用取扱要綱に基づき使用すること。
- 2 許可した内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに町長に報告しその指示に従うこと。
- 3 許可された内容に虚偽があるときや、日本のど真ん中ロゴマーク使用取扱要綱に定める使用の対象にはならない要件に該当する時は、その許可を取り消すことがあります。
- 4 許可に関わる物品等の見本を町長に提出すること。ただし、見本の提出が困難なものについては、その写真及び設計図面等の提出をもって代えることができるものとします。